

木下光弘氏へのお詫び

本誌128号(2018年)に木下氏の論考(以下、「木下氏論稿」といいます。)が寄稿され、その脚注8に対し、藤野豊氏が「一身上の弁明」を投稿し、131号(2020年)に掲載しました(これを以下、「藤野氏の弁明」といいます)。それに対し、木下氏が藤野氏を名誉毀損の訴訟を起こし、2022年春、両者の和解が成立しました。

和解の内容については本誌前号に掲載したとおりであり、争点となった脚注8については、木下氏論稿は匿名性が配慮されたものであることを前提とした和解が成立し、他方、藤野氏の弁明につきましては、その内容が適切さを欠いたものであることを前提とした和解が成立しています。

この結論は、本誌編集部が、木下氏の意見を聴くこともしないまま、藤野氏の弁明を正當なもの取り扱い、これを掲載した判断が誤りであったことを裁判所が認めたのとはほ同等の意味を持つものであります。

本誌編集部は、この結果を重く受け止め、編集者としての責任を痛感しております。本誌編集部は、この場を借りて、木下氏に対し、衷心よりお詫びを申し上げます。

また、木下氏と藤野氏の裁判に対する本誌の当事者性の自覚が不十分であったことにより、本誌前号において、藤野氏の代理人弁護士著書の書評を、和解条項の掲載と同時に載せる誤りを犯してしまいました。これは、意図的なものではなく全く偶然によるものでしたが、木下氏の心情を再度傷つける結果をもたらすことになり、その点についても、心からお詫び申し上げます。

人権や民主主義を大切にする本誌が、このような過ちをおかしたことを深く反省し、これを教訓にして今後設立趣旨に基づき、初心に立ち返り、努力を続ける所存です。

2022年12月20日

にいがた県民教育研究所

「にいがたの教育情報」編集部